

みやぎ食と農の県民条例の改正について（概要）

1 条例見直しの背景

- みやぎ食と農の県民条例は、本県における食・農業・農村の振興方策等について明らかにし、県民をはじめ関係者の理解の下、振興を図るための条例として、全国で2番目となる平成12年7月に議員提案により制定された。
- 制定以降、基本計画を策定する手続に関する規定が平成15年に追加された以外は、改正がなされていない。
- 条例制定から20年以上が経過し、その間、食料の安定供給に関するリスクの高まりや、海外の市場の拡大等、我が県の農業を取り巻く情勢が大きく変化している。
- 国の動きとしては、このような諸情勢の変化に対応するため、「食料・農業・農村基本法」について、基本理念を見直し、関連する基本的施策を追加することを内容とする改正法が、昨年5月29日に可決・成立したところである。

以上の点から、条例の内容を全面的に改正するもの。

2 主な改正内容

- 前文及び県が講ずるべき方策（施策）について、我が県の農業を取り巻く情勢の変化を踏まえて、内容を全面的に改める。
（参考：前文及び第七条）
- 農業・農村振興の目標について、食、農業及び農村の3つの観点から内容を見直し、「基本理念」に改める。
（参考：第二条）
- 施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを条例で明らかにする。
（参考：第十一条）

3 施行年月日

令和7年3月21日